



## 台風接近・通過等に伴う気象警報等の発表時の対応について

気象情報によりますと、台風16号は10月1日（金）頃に伊豆諸島近海を通過する見込みで、大型の台風で強風域が広いため、関東南部や東北太平洋側でも雨風が強まり荒天になることが予想されており、天候悪化の状況によっては生徒の登校時に影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、本校におきましても令和2年7月に改定された文京区教育委員会「台風接近・通過等に伴う気象警報発令時の対応について」に基づき、生徒の安全確保を第一に考え、次のとおり対応してまいりますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1 登校時の対応について

状 況	学校及び保護者の対応	備 考
○ 23区内のJR線等が、計画運休（又はその予定）を発表した場合	○ 臨時休業、又は始業時刻の繰り下げのいずれかの対応をとります。	・ 報道等（テレビや気象庁HP等）によって、気象情報（台風情報）や計画運休に関する情報をご確認ください。
○ 午前6時の時点で、文京区（23区西部）に、 ・ 特別警報（暴風、大雨、大雪等）が発表されている場合 ・ 台風等の接近に伴う暴風警報が発表されている場合	○ 臨時休業とします。 ・ 特別警報、暴風警報がその日のうちに解除された場合も、全ての活動は行いません。	・ 臨時休業、始業時刻の繰り下げなどの措置をとる可能性のある場合は、措置の有無にかかわらず、学校から御家庭にフェアキャストにより連絡します。 ・ 保護者の判断によって登校しない場合は、学校へ電話でご連絡ください。なお、気象状況を理由として登校しない場合は「欠席」あるいは「遅刻」にはなりません（その日の取扱いは、「出席を必要としない日」となります）。
○ 文京区（23区西部）に、 ・ 警報（大雨、洪水、大雪等）のいずれかが発表されている場合	○ 通常どおりの教育活動を行いますので、安全を確認の上、登校させてください。 ・ なお、保護者が危険と判断した場合は、無理に登校させないでください。	

※ 台風等や交通機関の状況により始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げなど、前の表に示した方針と異なる措置をとる場合は、学校から御家庭にフェアキャストにより連絡します。

## 2 在校時の対応について

生徒の登校後に気象警報等が発表された場合は、終業時刻の繰り上げなどの措置をとる場合があります。この場合も、学校から御家庭にフェアキャストにより連絡します。

気象情報	学校及び保護者の対応	備 考
○ 文京区（23区西部）に、「特別警報（暴風、大雨、大雪等）」が発表される可能性が生じた場合	○ 授業を中止し、終業時刻を繰り上げて集団下校となります。 ○ 給食を食べる時間的な余裕が見込まれる場合は給食後に下校となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応は、学校から御家庭にフェアキャストにより連絡します。</li> <li>・ 生徒の安全を第一に考え、風雨の状況によっては学校に待機する場合があります。</li> </ul>
○ 午後から文京区（23区西部）に、台風等の接近に伴う「暴風警報」が発表される可能性が生じた場合	○ 安全確認後、終業時刻を繰り上げて集団下校となります。 ○ 原則的に給食を食べてから下校となります。	
○ 文京区（23区西部）に「警報（大雨、洪水、大雪等）」のいずれかが発表された場合	○ 通常どおりの教育活動を行い、安全を確認した上で下校となります。	

## 3 給食について

生徒が登校している場合は、可能な限り給食を実施する方向で考えますが、台風への対応状況や食材の納入状況により、献立の一部を変更して実施することも想定されます。

また、万が一臨時休業となった場合、給食は実施できなくても保存ができない食材等の費用はかかることとなりますので、あらかじめご承知おきください。



〔参考〕 「今後の教育活動について（通知）」文京区教育委員会（抜粋）

＜感染症対策の徹底について＞

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中、都内の新規感染者が減少傾向にあるが、この間、区立学校でも学年・学級閉鎖が複数校で発生するなど、予断を許さない状況である。個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされている。このため「文京区版学校感染症対策ガイドライン（令和3年5月26日改訂）」や「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（文部科学省令和3年8月20日付事務連絡）」等の内容に従って感染症対策を確実に行うことにより、校（園）内で感染が広がるリスクを下げることができると考えられることから、校（園）内の感染症対策を引き続き徹底する。

特に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの症状があり、普段と体調が異なる場合には、幼児・児童・生徒については自宅での休養を徹底させるとともに、教職員についても同様の対応をとること。また、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。

＜教育活動について＞

次の教育活動については、以下のとおりとする。

○ 学習活動について

「文京区版学校感染症対策ガイドライン（令和3年5月26日改訂）」に基づき、適切な感染症対策を行った上で実施する。

ア 音楽における管楽器（リコーダー等）を用いる活動

活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないようにする。

（例）窓や壁に向かって、2 m程度間隔を空けた横1列や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。

イ 調理実習

家庭科、技術・家庭科における調理実習については、以下の感染症対策を講じ、衛生管理を徹底した場合には、実施することができる。

- ・ 児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないようグループの人数を制限し、座席配置を工夫する。
- ・ 実習中は、児童・生徒にマスクを着用させるとともに、会話については必要最小限とし、不必要な会話は控えるように指導する。
- ・ 使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、やむを得ず共用する場合は、手が触れる部分をその都度消毒するとともに、使用前後は必ず手洗いを励行する。
- ・ 試食をする際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。

- ウ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
  - ・ 実験で使用する用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、やむを得ず共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒するとともに、使用前後は必ず手洗いを励行する。
  - ・ 観察の際に児童・生徒が対面で着席をしたり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置、観察する順番、床等の表示による間隔の確保などの工夫を行う。

## ○ 学校行事等について

- ・ 運動会については、令和3年4月27日付2021文教教第228号「文京区立幼稚園・小・中学校における運動会等の実施について」に基づき、運動時以外のマスクの着用や3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とする。ただし、園児・児童・生徒数や校庭の広さなどにより、3つの密の回避が難しい場合は、学年を分けるなどの措置を講じる。保護者による参観は可とするが、入れ替え制や人数制限など感染症対策を徹底する。
- ・ 学校公開や保護者会等の人を集める行事は、3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とする。ただし、会場の広さなどにより、3つの密の回避が難しい場合は、参加者を分けるなどの措置を講じる。

## ○ 部活動について

- ・ 感染症対策を十分に講じるなど、生徒の安全を最優先する。
- ・ 都中学校体育連盟等が主催する秋季新人大会に参加する場合は、その要項に従うこと。
- ・ 対外試合等の実施については、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断する。
- ・ 部活動終了後は速やかに帰宅させる。
- ・ 他地区では練習や試合に付随する行動（部活動終了後に車座になって飲み物を飲みながら会話や食事をする、部室、更衣室、トイレ等の共用エリアで3密になる等）が原因と思われる感染者も発生していることから、改めて指導を徹底する。

## ○ 休校等に伴う学びの保障について

臨時休業した場合や感染者及び濃厚接触者が増加した場合は、オンライン授業などを実施し、学びの保障を行う。また、感染不安や感染予防により登校できない児童・生徒等に対するオンライン等を活用した個別の対応を行う。

[お問い合わせ]

副校長 佐々木 昭 央

電話 3811-2969